

# 日本看護教育学学会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は、日本看護教育学学会（Japan Academic Society of Nursing Education）という。
- 第2条 本会の事務局は、千葉大学看護学部看護教育学教育研究分野（千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号）に置く。

## 第二章 目的および事業

- 第3条 本会は、看護教育学の発展を図り、広く知識の交流を深めることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を遂行するため次の事業を行う。
- 一. 学術集会の開催
  - 二. 会誌等の発行
  - 三. 看護教育学に関する研究および教育についての情報交換
  - 四. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第三章 会 員

- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
- 一. 正会員
  - 二. 準会員
  - 三. 賛助会員
- 第6条 正会員とは、本会の目的に賛同し看護教育学を研究する者とし、理事会の承認を得た個人をいう。
- 第7条 準会員とは、本会の目的に賛同し保健医療に関する教育・研究をする者で理事会の承認を得た個人をいう。
- 第8条 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人、または団体で理事会の承認を得た者をいう。
- 第9条 本会に入会を希望する者は、日本看護教育学学会入会申込書を本会事務局に提出するものとする。
- 第10条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。
2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 第11条 本会は、必要に応じ特別会員(executive fellow)を置くことができる。
2. 特別会員は、看護教育学の発展に著しく貢献した研究者の中から理事会が総会に推薦するものとする。
  3. 特別会員は、理事会の諮問に応じて意見を述べることが出来る。
  4. 特別会員は、会費の納入を必要としない。

- 第12条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。
- 一. 退会
  - 二. 会費の滞納（2年間）
  - 三. 死亡または失踪宣告
  - 四. 除名
2. 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。
  3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、評議員会の議を経て理事長が除名することができる。

## 第四章 役 員

- 第13条 本会は、次の役員を置く。
- 一. 理事長 1名
  - 二. 副理事長 1名
  - 三. 理事 6名（理事長、副理事長を含む）
  - 四. 監事 2名
  - 五. その他、指名理事、相談役 各1名以内
- 第14条 理事長・副理事長・理事・監事は、理事会において正会員の中から選出する。
2. 指名理事は、理事長が、本会の運営の円滑化を図るために、必要に応じ正会員の中から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
  3. 相談役は、理事長が、本会の活動に関わる重要事項への助言を求めるとともに、必要に応じ正会員の中から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 第15条 第13条一から四に規定する理事長・副理事長・理事・監事の任期は2年とし、再選は3期までとする。
2. 指名理事、相談役の任期は、理事長の在任期間とする。
- 第16条 役員は、次の職務を行う。
- 一. 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
  - 二. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
  - 三. 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
  - 四. 監事は、本会の会計および資産を監査する。
  - 五. 指名理事は、理事会の構成員となり、理事長・副理事長を補佐する。
  - 六. 相談役は、理事長の要請により、本会の活動に関わる重要事項への助言を行う。
- 第17条 本会に評議員を置く。評議員の定数は別に定める。
- 第18条 評議員は、正会員の中から選出する。選出の方法は別に定める。
- 第19条 評議員の任期は2年とし、再選は3期までと

する。

2. 評議員が辞任したときは、評議員選挙における次点者が、残任期間その任に当たるものとする。

第20条 評議員は、評議員会を組織しこの会則に定める事項のほか理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第21条 本会に学術集會会長を置く。

第22条 学術集會会長は、理事会において選出し、総会の承認を得る。

第23条 学術集會会長の任期は、原則として1年とする。

第24条 学術集會会長は、学術集會を主宰する。

## 第五章 会議

第25条 本会は、次の会議を置く。

- 一. 理事会
- 二. 評議員会
- 三. 総会

第26条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。

2. 理事会は、毎年2回開催する。但し、理事会構成員の3分の1以上から請求があったときは、理事長は、臨時に理事会を開催しなければならない。
3. 理事会は、理事会構成員の過半数の出席がなければ議事を議決することができない。

第27条 評議員会は、理事長が招集しその議長となる。

2. 評議員会は、毎年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたときは、理事長は臨時に評議員会を開催しなければならない。
3. 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第28条 総会は、理事長が招集し、副理事長が議長となる。

2. 総会は、毎年1回開催する。但し、正会員の3分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたときは、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。
3. 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第29条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

- 一. 事業計画および収支予算
- 二. 事業報告および収支決算
- 三. その他理事会が必要と認めた事項

第30条 総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第六章 学術集會

第31条 学術集會は、毎年1回開催する。

第32条 学術集會会長は、学術集會の運営について審議するため、学術集會企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

## 第七章 会誌等

第33条 本会は、会誌の発行を行うため編集委員会を置く。

## 第八章 会計

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第九章 会則の変更

第35条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

2. 前項の承認は、第30条の規程に関わらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第十章 雑則

第36条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成3年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月25日から施行する。

## 日本看護教育学学会会則実施細則

- 第1条 この実施細則は、日本看護教育学学会会則第36条に基づき、日本看護教育学学会の運営に必要な事項を定める。
- 第2条 本会の正会員および准会員の会費は、年額12,000円とする。
2. 本会の賛助会員の会費は、年額1口12,000円とし、1口以上とする。
- 第3条 学術集会企画委員会は、次の事項を審議する。
- 一. 学術集会の形式
- 二. 演題の選定および座長の選出
- 三. その他学術集会の運営に関する事
2. 学術集会企画委員会は、次の委員をもって組織する。
- 一. 学術集會会長
- 二. 理事 3名
- 三. 評議員 2名
- 四. 学術集會会長が必要と認めた正会員
3. 委員長は、学術集會会長とする。
- 第4条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。
2. 編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。
- 一. 理事 2名
- 二. 評議員 2名
- 三. 正会員 3名
- 四. 編集委員長が必要と認めた正会員
3. 委員長は、第4条一から三に規定する編集委員の中から理事会で選出する。
4. 編集委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

### 附 則

この実施細則は、平成3年4月27日から施行する。

### 附 則

この実施細則は、平成4年4月25日から施行する。

### 附 則

この実施細則は、平成5年4月25日から施行する。

### 附 則

この実施細則は、平成21年4月25日から施行する。

### 附 則

この実施細則は、平成30年4月1日から施行する。

## 日本看護教育学学会会員資格基準

- 第1条 日本看護教育学学会会則第5条の規定に基づき、本会理事会における会員の選考は、この基準により行う。
- 第2条 本会正会員の選考は、役員または評議員2名以上の推薦を受け、かつ次の各号の一つに該当する者について行う。
- 一. 看護学を専攻し、大学（短期大学を含む）および研究所等において、教育、研究に従事している者
- 二. 看護教育学に関する業績がある者
- 第3条 本会准会員の選考は、役員または評議員2名以上の推薦を受け、かつ次の各号の一つに該当する者について行う。
- 一. 保健医療系大学（短期大学を含む）および研究所等において、教育、研究に従事している者
- 二. 保健医療に関する研究業績を有する者
- 第4条 本会の賛助会員の選考は、看護および保健医療の分野において貢献している個人あるいは団体について行う。

# 日本看護教育学学会

## 評議員選出に関する規程

- 第1条 理事会は、正会員の中から2名の選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織する。選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。
- 第2条 評議員の定数は次のように定める。
- 一. 正会員10人に1人とする。
  - 二. 正会員10人を越える場合、端数を増すごとに1人を加える。
- （平成6・一部改正）
- 第3条 選挙人名簿作成時現在、その年度の会費を納入した正会員は選挙権を有する。
- 第4条 入会年度を含めて3年以上を経過し、第3条に該当する会員は、被選挙権を有する。
- 第5条 選挙人名簿および被選挙人名簿は、理事会で作成し委員会の承認を得て正会員に配布しなければならない。
- 第6条 選挙期日は、理事会で決定し、正会員に告示しなければならない。
- 第7条 選挙は、無記名投票により行う。
- 第8条 開票は、委員会が行う。

### 附 則

この規程は、平成3年4月27日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成6年4月23日から施行する。

## 日本看護教育学学会誌寄稿規定

1. 投稿者の資格  
投稿者は本学会員（賛助会員を除く）に限る。  
共著者もすべて会員であること。但し、編集委員会から依頼した原稿についてはこの限りではない。
2. 原稿の種類
  - 1) 原稿の種類は、論壇、総説、論著、原著、資料、その他であり、著者は原稿にその何れかを明記しなければならない。
  - 2) 投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。
3. 投稿手続
  - 1) 投稿原稿は3部（うち2部は複写可）を送付する。
  - 2) 原稿は封筒の表に「看護教育学研究原稿在中」と朱書し、下記に書留郵送する。  
〒260-8672 千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1  
千葉大学看護学部  
看護教育学教育研究分野気付  
日本看護教育学学会
4. 原稿の受付および採否
  - 1) 上記3の手続を経た原稿の到着日を受付日とする。
  - 2) 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。
5. 著作権  
日本看護教育学学会著作権規定に基づき、著作権は、原則として学会に帰属するものとする。  
最終原稿提出時、編集委員会より提示される著作権譲渡承諾書に著者全員が自筆署名し、論文と共に送付すること。
6. 著者が負担すべき費用
  - 1) 投稿料 投稿時に著者が負担する。
  - 2) 掲載料 論文採択後、著者が負担する。  
但し、編集委員会から依頼した原稿については、この限りではない。
  - 3) 別刷料 著者が実費を負担する。

### 附 則

この規定は、平成3年4月27日から施行する。  
この規定の改正は、平成17年4月23日から施行する。  
この規定の改正は、平成27年4月25日から施行する。

## 日本看護教育学学会著作権規定

- 第1条 この規定は、日本看護教育学学会（以下学会という）が、扱う著作物の価値を著作権によって保護し、その著作権を学会で集中管理して権利の有効活用を図ることにより、学問の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 この規定は、学会が企画、編集あるいは発行などを行うすべての著作物に適用する。
- 第3条 前条に定める著作物には、例えば次のようなものが含まれる。
  - 1) 会員により会誌「看護教育学研究」に投稿された著作物、各委員会の公表資料および報告書など
  - 2) ビデオテープ、CDなどの各種の記録媒体に記録されたもの
  - 3) インターネットにおけるホームページなどの映像情報（学会ホームページ、ネットワーク上に送信された公開情報など）
- 第4条 第2条により、この規定が適用される著作物の著作権は、特段の事由がある場合を除き、学会に帰属するものとする。
  2. 会員は、自己が会誌に投稿した著作物について、自己の論文集、講演、講義、インターネットのホームページなどに利用することができる。
- 第5条 学会は、会誌「看護教育学研究」を発行する際、著作権が原則として学会に帰属することを表示するものとする。
  2. 前項の著作権表示においては、© または Copyright、著作権者名および最初の発行の西暦年を順番に表示する。  
例) ©日本看護教育学学会, 2004
- 第6条 学会は、会誌「看護教育学研究」などへの執筆依頼または投稿受付にあたり、特段の事由がない限り、当該著作物に関する著作権が学会に帰属することを、著作者に徹底するものとする。

### 附 則

この規定は、平成17年4月23日から施行する。